

こころ、はずむ、おいしさ。



開催場所変更のお知らせ

昨年と開催場所が異なります。
ご来場の際は、「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

エバラ食品工業株式会社

第67期 定時株主総会

招 集 ご 通 知

2024年4月1日 ▶ 2025年3月31日

📍 **開催日時**

2025年6月27日(金曜日) 午前10時

受付開始：午前9時

📍 **開催場所**

ハイアット リージェンシー 横浜
20階 グランドボールルーム

横浜市中区山下町280番地2

「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

証券コード：2819

株主各位

証券コード：2819

2025年6月5日

横浜市西区みなとみらい四丁目4番5号

横浜アイマークプレイス

エバラ食品工業株式会社

代表取締役社長 森村 剛士

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

◆当社ウェブサイト >>> <https://www.ebarafoods.com>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「企業情報」「株主・投資家情報」「株主・株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

◆株主総会資料 掲載ウェブサイト >>> <https://d.sokai.jp/2819/teiiji/>



◆東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>>>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エバラ食品」又は「コード」に当社証券コード「2819」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、後記「議決権行使についてのご案内」にしたがって、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日(金曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)
2. 場 所 横浜市中区山下町280番地2
ハイアット リージェンシー 横浜 20階 グランドボールルーム

昨年と開催場所が異なります。場所は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第67期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件

- 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、定款第18条の規定に基づき、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
【事業報告】 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項及び当該体制の運用状況
【連結計算書類】 連結株主資本等変動計算書・連結注記表
【計算書類】 株主資本等変動計算書・個別注記表
なお、会計監査人及び監査役は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（尚書）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

第2号議案

- 全員賛成の場合 ➤ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➤ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ➤ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

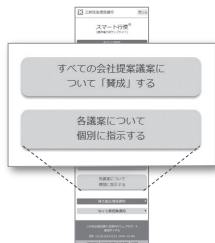
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

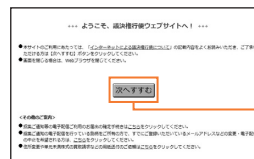
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

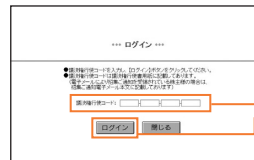
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

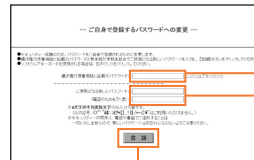
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における現在の地位及び担当 (重要な兼職の状況)	取締役会への 出席状況
①	もりむら たけし 森村 剛士	代表取締役社長 株式会社エバラビジネス・マネジメント 代表取締役会長	100% (16/16回) 再任
②	よしだ やすひろ 吉田 泰弘	専務取締役 社長補佐、グループ経営企画部及び 品質保証部担当	100% (16/16回) 再任
③	こんどう やすひろ 近藤 康弘	常務取締役 営業部門担当 兼 営業統括本部長	100% (16/16回) 再任
④	いまだ かつひさ 今田 勝久	取締役 クリエイティブ部門担当	100% (16/16回) 再任
⑤	せき すずむ 関 進	取締役 新規事業推進部担当 株式会社エバラビジネス・マネジメント 代表取締役社長 EBARA SINGAPORE PTE. LTD. Director 荏原食品（上海）有限公司董事長	100% (16/16回) 再任
⑥	あわの ゆたか 栗野 裕	取締役 コーポレート部門担当 兼 コーポレート統括本部長	100% (16/16回) 再任

候補者 番号	氏 名	当社における現在の地位及び担当 (重要な兼職の状況)	取締役会への 出席状況
⑦	あかほり ひろみ 赤堀 博美	社外取締役 赤堀料理学園校長 日本女子大学食科学部食科学科非常勤講師 十文字学園女子大学人間生活学部食物栄養学科 及び食品開発学科非常勤講師 日本フードコーディネーター協会常任理事	100% (16／16回) 再任 社外 独立
⑧	かんの ゆたか 菅野 豊	社外取締役 公認会計士 税理士 菅野公認会計士事務所代表 双葉監査法人統括代表社員 公益財団法人アメリカ研究振興会監事	100% (16／16回) 再任 社外 独立
再任	再任取締役候補者	社外 社外取締役候補者	独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

(ご参考)

候補者が有する主な専門性・経験等

各候補者が有する専門的知識及び経験について、特に専門性や経験の発揮が期待される領域を最大3つに絞っております。

候補者 番 号	氏 名		管掌分野及び独立役員	候補者が有する主な専門性・経験等								
				経 営	販 売 戦 略	営 業	製 造 ・ 研 究 開 発 マ ー ケ ー テ ィ ン グ	サ ス テ ナ ビ リ テ ィ E S G	法 務 ・ 労 務 リ ス ク 管 理	財 務 ・ 会 計 資 本 政 策	IT ・ デ ジ タル	海 外 事 業
①	もりむら	たけし 森村 剛士		●	●							●
②	よしだ	やすひろ 吉田 泰弘	社長補佐、グループ経営企 画部及び品質保証部	●					●	●		
③	こんどう	やすひろ 近藤 康弘	営業部門		●	●	●					
④	いまだ	かつひさ 今田 勝久	クリエイティブ部門				●		●		●	
⑤	せき	すすむ 関 進	新規事業推進部		●						●	●
⑥	あわの	ゆたか 栗野 裕	コーポレート部門					●	●	●		
⑦	あかほり	ひろみ 赤堀 博美	社外 独立役員	●		●	●					
⑧	かんの	ゆたか 菅野 豊	社外 独立役員	●				●		●		

候補者番号/氏名

1

もり むら たけ し
森村 剛士

生年月日：1979年9月28日
所有する当社の株式数：48,960株

再 任

❖ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2005年11月 当社入社
2012年 4 月 執行役員 開発部門担当 兼 開発本部長
2012年 6 月 取締役 開発部門担当 兼 開発本部長
2013年 4 月 取締役 業務用営業部門及び海外事業部門担当
荏原食品（上海）有限公司董事長
2015年 4 月 常務取締役 業務用営業部門担当
2018年 4 月 専務取締役 家庭用営業部門及び業務用営業部門担当
2020年 4 月 代表取締役社長 家庭用営業部門及び業務用営業部門担当
2021年 4 月 代表取締役社長（現）
2022年 4 月 株式会社エバラビジネス・マネジメント代表取締役会長（現）

取締役候補者とした理由

森村剛士氏は、当社の海外現地法人である荏原食品（上海）有限公司における勤務を経て、当社において海外事業部門及び経営企画部門の経験を有しております。2012年の取締役就任以降、家庭用営業部門、業務用営業部門、海外事業部門及び開発部門の管掌を歴任し、社内外の幅広いネットワークと多様な経験で培った優れた経営感覚により、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に貢献しております。中長期的な企業価値向上のため、経営課題に戦略的、組織的に対処でき、かつ今後の時代変化に向け、新たな視点を持つ経営を担える人材として、2020年より代表取締役社長に就任し、当社の経営を担っております。これらのことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号/氏名

2
よし だ やす ひろ
吉田 泰弘

生年月日：1959年11月6日
所有する当社の株式数：22,800株

再 任

❖ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年 4 月 当社入社
2009年 4 月 経営統括本部 経理部長
2011年 4 月 経営統括本部 経営企画室長
2012年 4 月 経営企画本部 経営企画部長
2014年 4 月 経営企画本部 情報システム室長
2015年 4 月 管理本部 情報システム室長
2016年 4 月 管理本部 人事部長
2017年 4 月 執行役員 管理本部長
2021年 4 月 執行役員 経営統括部門及びSCM部門担当
2021年 6 月 専務取締役 経営統括部門及びSCM部門担当
2022年 4 月 専務取締役 社長補佐及び経営統括部門担当
2023年 4 月 専務取締役 社長補佐及び品質保証部担当
2024年 4 月 専務取締役 社長補佐、グループ経営企画部及び品質保証部担当（現）

取締役候補者とした理由

吉田泰弘氏は、当社において主に経営企画部門及び管理部門を中心とした豊富な経験を有し、執行役員として管理本部長も務めてまいりました。長年の経験で培われた財務管理や経営管理に関する高い専門性と幅広い知見により、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に貢献しております。これらのことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号/氏名

3

こん どう やす ひろ
近藤 康弘

生年月日：1961年4月10日
所有する当社の株式数：15,175株

再 任

❖ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年 3 月 当社入社
2009年 4 月 営業本部 名古屋支店長
2011年 4 月 執行役員 営業本部 副本部長
2012年 4 月 執行役員 営業部門担当
2012年 6 月 取締役 営業部門担当
2013年 4 月 取締役 家庭用営業部門担当
2015年 4 月 取締役上席執行役員 マーケティング本部長
2015年 6 月 上席執行役員 マーケティング本部長
2020年 4 月 上席執行役員 家庭用営業本部長
2021年 4 月 上席執行役員 営業部門担当
2021年 6 月 取締役 営業部門担当
2023年 4 月 常務取締役 営業部門担当
2024年 4 月 常務取締役 営業部門担当 兼 営業統括本部長（現）

取締役候補者とした理由

近藤康弘氏は、当社において営業部門を中心とした豊富な経験のほか、マーケティング部門にて上席執行役員として、マーケティング本部長を務めた経験も有しております。営業に関する高い専門性とマーケティング全般に関する幅広い知見により、取締役会の意思決定及び監督機能の強化に貢献しております。これらのことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号/氏名

4

いま だ かつ ひさ
今田勝久

生年月日：1966年5月3日
所有する当社の株式数：5,865株

再 任

❖ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1991年 4 月 当社入社
2013年 4 月 管理本部 人事室長
2016年 4 月 業務用営業本部 業務用営業企画部 副部長
2017年 4 月 業務用営業本部 業務用営業企画部長
2020年 4 月 執行役員 研究開発本部長
2021年 4 月 執行役員 クリエイティブ本部長
2022年 4 月 執行役員 クリエイティブ部門及び製造部門担当
2022年 6 月 取締役 クリエイティブ部門及び製造部門担当
2025年 4 月 取締役 クリエイティブ部門担当（現）

取締役候補者とした理由

今田勝久氏は、研究部門及び開発部門を中心とした豊富な経験を有するほか、人事部門、業務用営業企画部門の部門長を歴任しております。モノづくりに関する深い専門性に加え、人材戦略や労務に関する幅広い知見により、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に貢献しております。これらのことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号/氏名



生年月日：1969年1月28日
所有する当社の株式数：8,950株

再 任

❖ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1991年 4 月 当社入社
2008年 4 月 荏原食品（上海）有限公司董事 副総経理
2012年11月 荏原食品香港有限公司Director
2015年 4 月 荏原食品（上海）有限公司董事長 総経理
2017年 1 月 台灣荏原食品股份有限公司董事長
2017年 4 月 海外事業本部 副本部長
EBARA SINGAPORE PTE. LTD. Director（現）
2021年 4 月 執行役員 事業戦略部 特命担当 兼 事業戦略部長
2021年 6 月 EBARA FOODS (THAILAND) CO., LTD. Director
2022年 4 月 執行役員 経営統括本部 特命担当
株式会社エバラビジネス・マネジメント取締役
2022年 5 月 EBARA FOODS MALAYSIA SDN. BHD. Director
2023年 4 月 執行役員 新規事業担当
株式会社エバラビジネス・マネジメント代表取締役社長（現）
2023年 6 月 取締役 新規事業担当
2023年10月 荏原食品（上海）有限公司董事長（現）
台灣荏原食品股份有限公司董事長 兼 総経理
EBARA FOODS MALAYSIA SDN. BHD. Director
2024年 4 月 取締役 新規事業推進部担当（現）

取締役候補者とした理由

関進氏は、当社グループ内で業務用事業や海外事業を中心とした豊富な経験と幅広い見識を有し、2008年からは複数の海外現地法人において経営指揮を執りながら強いリーダーシップを発揮しております。当社グループにおける海外事業の強化・推進に適切な人材であり、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に貢献しております。これらのことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号/氏名



生年月日：1965年7月14日
所有する当社の株式数：3,750株

再 任

❖ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年 4 月 株式会社横浜銀行 入行
2009年 4 月 同行 品川支店長
2011年 6 月 同行 経営企画部 協会担当部長
2013年10月 同行 平塚支店長
2015年10月 同行 経営企画部 副部長
2017年 4 月 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ
経営企画部 ディレクティングマネージャー
2018年 4 月 株式会社横浜銀行 執行役員 リスク管理部 副担当
2018年 6 月 同行 執行役員 リスク管理部担当 内部管理統括責任者
2019年 4 月 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ
執行役員 リスク統括部担当（兼務）
2020年 8 月 株式会社横浜銀行 執行役員 人財部・リスク管理部担当 内部管理統括
責任者
2021年 4 月 同行 常務執行役員 人財部・リスク管理部担当 内部管理統括責任者
2022年 3 月 同行及び株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ退職
2022年 7 月 当社入社 執行役員 経営統括本部 特命担当
2023年 4 月 執行役員 経営企画部門担当 兼 経営企画統括本部長
2023年 6 月 取締役 経営企画部門担当 兼 経営企画統括本部長
2024年 4 月 取締役 コーポレート部門担当 兼 コーポレート統括本部長（現）

取締役候補者とした理由

栗野裕氏は、金融機関において営業部門のみならず経営企画や人財・リスク管理の執行役員を務める等、豊富な経験・見識を有しております。当社グループにおける経営戦略の策定やサステナビリティの推進等に適切な人材であり、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に貢献しております。これらのことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号/氏名

7

あ か ほ り ひ ろ み
赤堀博美

生年月日：1965年9月20日
所有する当社の株式数：2,600株

再 任

社外取締役候補者

独立役員

❖ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年 3 月 管理栄養士免許取得
1991年 4 月 赤堀料理学園副校長
2001年 4 月 日本女子大学家政学部食物学科（現日本女子大学食科学部食科学科）
非常勤講師（現）
2002年 5 月 日本フードコーディネーター協会理事
2003年 4 月 農林水産省ごはん食推進テレビ委員
2007年 4 月 日本フードコーディネーター協会副会長
2008年 4 月 赤堀料理学園校長（現）
2014年 6 月 当社 社外取締役（現）
2015年 4 月 十文字学園女子大学人間生活学部食物栄養学科非常勤講師（現）
2015年 5 月 日本フードコーディネーター協会常任理事（現）
2017年 4 月 十文字学園女子大学人間生活学部健康栄養学科非常勤講師
2022年 4 月 十文字学園女子大学人間生活学部食品開発学科非常勤講師（現）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

赤堀博美氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は管理栄養士及びフードコーディネーターとしての豊富な知見を有しており、かつ学校経営者としての専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号/氏名	❖ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
8 かんの 菅野 ゆたか 豊 生年月日：1964年5月4日 所有する当社の株式数：7,200株 再 任 社外取締役候補者 独立役員	1991年10月 井上斎藤英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1995年 8 月 公認会計士登録 1995年 9 月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）退所 1995年10月 菅野公認会計士事務所設立 代表（現） 監査法人三優会計社（現三優監査法人）入所（非常勤） 1996年 9 月 税理士登録 2005年 5 月 三優監査法人退所 2008年 8 月 双葉監査法人代表社員 2013年 6 月 当社 社外監査役 2015年 6 月 当社 社外取締役（現） 2020年 9 月 双葉監査法人統括代表社員（現） 2024年 5 月 公益財団法人アメリカ研究振興会監事（現）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

菅野豊氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士及び税理士としての豊富な経験並びに経営者としての経験を有しており、当該知見を活かして特に財務及び会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する特記事項

- (1) 赤堀博美氏及び菅野豊氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって赤堀博美氏が11年、菅野豊氏が10年となります。
 - (2) 当社は、赤堀博美氏及び菅野豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員とする予定であります。
 - (3) 当社は、赤堀博美氏及び菅野豊氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。赤堀博美氏及び菅野豊氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告37ページの「③役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の内容の概要」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化・充実を図るために1名を増員し、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における現在の地位 (重要な兼職の状況)	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況	
①	たかしま 高島 勝廣	執行役員 特命担当			新任
②	かなや 金谷 浩史	常勤社外監査役 丸二株式会社監査役	100% (16/16回)	100% (16/16回)	再任 社外 独立
③	あおと 青戸 理成	社外監査役 弁護士 鳥飼総合法律事務所パートナー 青山学院大学大学院法学研究科 (ビジネス法務専攻) 非常勤講師	100% (16/16回)	100% (16/16回)	再任 社外 独立
④	しいや 椎谷 晃	税理士 椎谷晃税理士事務所所長 株式会社シービーエス 代表取締役社長付顧問			新任 社外 独立

新任 新任監査役候補者
 再任 再任監査役候補者
 社外 社外監査役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

(ご参考)

候補者が有する主な専門性・経験等

各候補者が有する専門的知識及び経験について、特に専門性や経験の発揮が期待される領域を最大3つに絞っております。

候補者 番 号	氏 名		管掌分野及び独立役員	候補者が有する主な専門性・経験等							
				経 営	販 売 戦 略	営 業	製 造 ・ 研 究 開 発 マ ー ケ ー テ ィ ン グ	サ ス テ ナ ビ リ ティ E S G	法 務 ・ 労 務 リ ス ク 管 理	財 務 ・ 会 計 資 本 政 策	IT ・ デ ジ タル
①	たかしま 高島	かつひろ 勝廣									
②	かなや 金谷	ひろし 浩史	社外	独立役員							
③	あおと 青戸	まさなり 理成	社外	独立役員							
④	しいや 椎谷	あきら 晃	社外	独立役員							

候補者番号/氏名

1

た か し ま か つ ひ ろ
高島勝廣

生年月日：1964年2月12日
所有する当社の株式数：5,200株

新 任

❖ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1986年4月 当社入社
2011年4月 執行役員 マーケティング本部長
2013年4月 執行役員 経営企画本部長
2015年4月 執行役員 家庭用営業副本部長
2020年6月 株式会社横浜エージェンシー＆コミュニケーションズ代表取締役社長
2023年4月 執行役員 関東支店長
2025年4月 執行役員 特命担当（現）

監査役候補者とした理由

高島勝廣氏を監査役候補者とした理由は、当社の営業部門及びグループ企業経営等の経験を有し、経営視点で企業を俯瞰できることから、常勤監査役として社内に内在する将来リスクの評価及び改善策の提言などにおいて活かされるものと判断したためであります。

候補者番号/氏名

2

か な や ひ ろ し
金谷浩史

生年月日：1964年7月2日
所有する当社の株式数：2,800株

再 任

社外監査役候補者

独立役員

❖ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1987年4月 株式会社横浜銀行入行
2013年10月 同行 町田支店長
2015年4月 同行 執行役員 藤沢中央支店長 兼 湘南・小田原ブロック営業本部長
2017年3月 同行 退職
2017年4月 横浜振興株式会社顧問
2017年6月 当社 常勤社外監査役（現）
2023年10月 丸二株式会社監査役（現）

社外監査役候補者とした理由

金谷浩史氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関における長年の業務経験に基づく財務の専門的な知識はもとより、経済及び社会に関する高い見識を、社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。

候補者番号/氏名

3

あ お と ま さ な り
青 戸 理 成

生年月日：1974年9月20日
所有する当社の株式数：4,300株

再 任

社外監査役候補者

独立役員

❖ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2003年10月 弁護士登録
2003年11月 鳥飼総合法律事務所入所
2006年 2 月 日本弁護士連合会法曹養成対策室嘱託
2010年 4 月 島根大学大学院法務研究科特任准教授
2011年 4 月 司法試験予備試験考查委員（商法）
2011年 8 月 島根大学大学院法務研究科准教授
2012年 4 月 日本弁護士連合会法曹養成対策室嘱託
2013年 6 月 当社 社外監査役（現）
2014年 1 月 鳥飼総合法律事務所パートナー（現）
2017年 4 月 島根大学大学院法務研究科特任准教授
2018年 4 月 島根大学学術研究院人文社会科学系特任准教授
2019年 4 月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官
2022年 4 月 青山学院大学大学院法学研究科（ビジネス法務専攻）非常勤講師（現）

社外監査役候補者とした理由

青戸理成氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号/氏名

❖ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

4

しいや
椎谷
あきら
晃

生年月日：1962年12月4日
所有する当社の株式数： - 株

新 任

社外監査役候補者

独立役員

1986年 4 月 東京国税局入局
2002年 7 月 財務省主税局税制第一課課長補佐
2012年 7 月 館山税務署長
2018年 7 月 東京国税局課税第一部審理課長
2019年 7 月 東京国税局課税第二部法人課税課長
2020年 7 月 国税庁長官官房 監督評価官室長
2022年 7 月 金沢国税局長
2023年 7 月 同局 退職
2023年 8 月 税理士登録・椎谷晃税理士事務所設立 所長（現）
2025年 3 月 株式会社シービーエス代表取締役社長付顧問（現）

社外監査役候補者とした理由

椎谷晃氏を社外監査役候補者とした理由は、財務省及び国税局における勤務経験並びに税理士としての豊富な経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する特記事項

- (1) 金谷浩史氏及び青戸理成氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって金谷浩史氏が8年、青戸理成氏が12年となります。
 - (2) 当社は、金谷浩史氏及び青戸理成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、両氏が社外監査役に就任した場合、引き続き独立役員とする予定であります。
また、椎谷晃氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。なお、独立性につきましては、後記「（ご参考）社外役員の独立性に関する基準」をご参照ください。
 - (3) 当社は、金谷浩史氏及び青戸理成氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
金谷浩史氏及び青戸理成氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、椎谷晃氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告37ページの「③役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の内容の概要」に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

社外役員が高い独立性を有していると判断するにあたっては、法令及び東京証券取引所が定める諸規則のほか、当該社外役員が以下のいずれの項目にも該当しないことを要する。

- (i) 当社を主要な取引先とする者又はその法人等(*1)の業務執行者（「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者又はそれに相当する者をいう。以下同じ。）
- (ii) 当社の主要な取引先又はその法人等(*2)の業務執行者
- (iii) 当社から役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士その他コンサルタント等の専門的サービス提供者（当該専門的サービス提供者が法人等である場合は、当該法人等に属する者）(*3)
- (iv) 当社から一定額を超える寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者）(*4)
- (v) 上記（i）から（iv）までに掲げる者の二親等内の親族

- (注) *1 直近事業年度及びそれに先行する3事業年度において当社グループから1億円又はその者（又は法人等）の年間連結売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える支払を受けた者（又は法人等）をいう。
- *2 直近事業年度及びそれに先行する3事業年度において当社グループとの取引額が1億円又は当社の年間連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者（又は法人等）をいう。
- *3 専門的サービス提供者が個人の場合は、直前事業年度において当社グループからの役員報酬以外に1,000万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ている者をいう。専門的サービス提供者が法人等の場合は、直前事業年度において当社グループから1億円又はその法人等の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ている法人等に所属する者をいう。
- *4 直前事業年度において当社グループから1,000万円又はその者（又は法人等）の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている者（又は法人等）をいう。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、2033年度に向けた長期ビジョンを策定し、「おいしさ、たのしさ、あたらしさで食カテゴリーを創造する企業」を10年後のありたい姿と決めました。挑戦と成長のサイクルによる持続的な新価値の提供を通じて、独自性のある商品・サービスで人々の食生活に貢献し、社会に必要とされる存在であり続けることを目指してまいります。

長期ビジョンの実現に向け、10年の期間を3つのステップで区分し、最初の3年間（2024～2026年度）を投資実行及び構造変革のステップとして定め、3カ年の中期経営計画「Ebara Reboot 2026」を推進しています。

「構造変革」と「成長投資」を通じて、再び利益拡大の軌道にのせていくため、適正な経営資源投下による売上形成・利益最大化に取り組むことを重要方針に掲げています。その方針のもと、基本戦略を「既存事業/領域を磨き上げ、高収益化を追求」「新市場/新価値創造による新たな成長軌道の確立」「従来の枠組みに捉われない経営基盤改革の深化」としております。

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における我が国経済は、雇用や所得環境の改善により緩やかな回復が見られる一方で、物価上昇や世界情勢の変化による急激な為替市場の変動の影響等、先行きは一層不透明な状況です。食品業界におきましては、原材料価格及び物流費の高騰に伴う値上げが続いており、消費者の節約志向は依然継続しております。

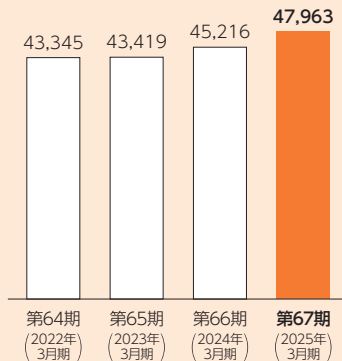
このような環境の下、当連結会計年度における当社グループの売上高は、479億63百万円（前期比6.1%増）となりました。

食品事業の家庭用商品は、価格改定の効果に加え、鍋物調味料群やその他群の商品ラインアップ拡充により売上を伸ばしました。また、業務用商品は前期に引き続き外食産業が堅調に推移した影響に加え、丸二株式会社の連結により売上を伸ばしました。

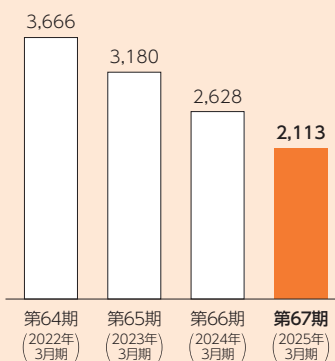
利益面につきましては、各種原材料価格高騰の影響により、営業利益は20億31百万円（前期比15.4%減）、経常利益は21億13百万円（前期比19.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、13億99百万円（前期比22.3%減）となりました。

<ご参考> 連結決算ハイライト

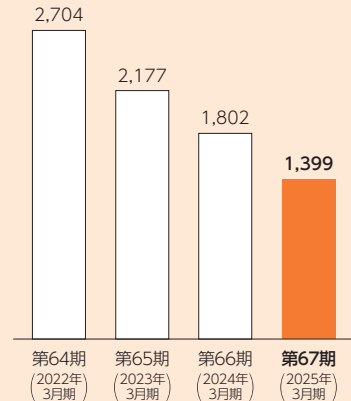
◎ 売上高 (単位：百万円)



◎ 経常利益 (単位：百万円)



◎ 親会社株主に帰属する当期純利益
(単位：百万円)



●財産及び損益の状況

区 分	第64期 (2022年 3月期)	第65期 (2023年 3月期)	第66期 (2024年 3月期)	第67期 (2025年 3月期)
売上高 (百万円)	43,345	43,419	45,216	47,963
経常利益 (百万円)	3,666	3,180	2,628	2,113
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,704	2,177	1,802	1,399
1株当たり当期純利益 (円)	272.19	221.67	183.59	143.27
総資産 (百万円)	41,304	43,152	47,947	47,372
純資産 (百万円)	29,082	30,933	32,818	34,217
1株当たり純資産額 (円)	2,951.22	3,152.80	3,346.51	3,501.41

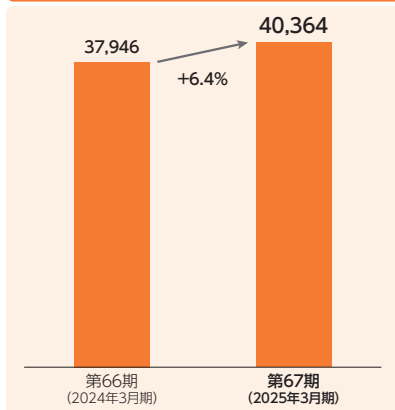
(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

事業におけるセグメントの概況は、以下のとおりであります。

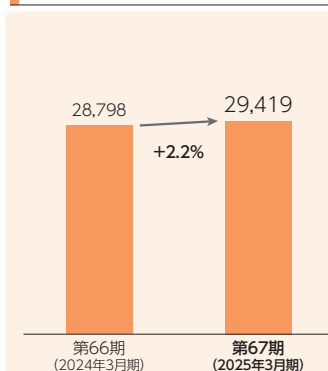
セグメント別売上高

(単位：百万円)

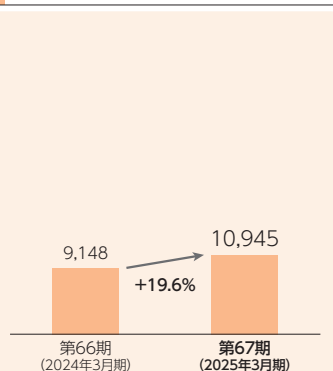
食品事業



家庭用商品



業務用商品



食品事業

売上高 403 億 64 百万円 (前期比6.4%増▲)

食品事業の売上高は403億64百万円（前期比6.4%増）となりました。

家庭用商品

売上高 294 億 19 百万円 (前期比2.2%増▲)

家庭用商品の売上高は294億19百万円（前期比2.2%増）となりました。

▶ 肉まわり調味料群

売上高 123 億 32 百万円 (前期比1.1%減▼)

肉まわり調味料群の売上高は123億32百万円（前期比1.1%減）となりました。

第3四半期連結累計期間までは『焼肉ザクだれ』の貢献等もあり堅調に推移するも、精肉価格の高止まりや消費者の節約意識の高まりの影響もあり、前期の売上を下回りました。

▶ 鍋物調味料群

売上高 107 億 81 百万円（前期比2.8%増▲）

鍋物調味料群の売上高は107億81百万円（前期比2.8%増）となりました。

ポーション調味料の『プチッと鍋』がテレビCM等のプロモーション強化により売上を伸ばしたほか、価格改定の効果もあり、前期の売上を上回りました。

▶ 野菜まわり調味料群

売上高 25 億 51 百万円（前期比7.6%減▼）

野菜まわり調味料群の売上高は25億51百万円（前期比7.6%減）となりました。

『浅漬けの素』の販売が低調に推移した結果、前期の売上を下回りました。

▶ その他群

売上高 37 億 54 百万円（前期比21.8%増▲）

その他群の売上高は37億54百万円（前期比21.8%増）となりました。

『プチッとうどん』が商品ラインアップの追加や各種プロモーション効果による店頭露出の増加により、売上を伸ばしたことに加え、メディア露出の効果が持続した『横濱舶来亭』やポーション調味料の新カテゴリーである『プチッと中華』の発売もあり、前期の売上を上回りました。

業務用商品

売上高 109 億 45 百万円（前期比19.6%増▲）

業務用商品の売上高は109億45百万円（前期比19.6%増）となりました。

前期に引き続き外食産業が堅調に推移した影響に加え、海外現地法人の業務用商品の売上増加が寄与しました。

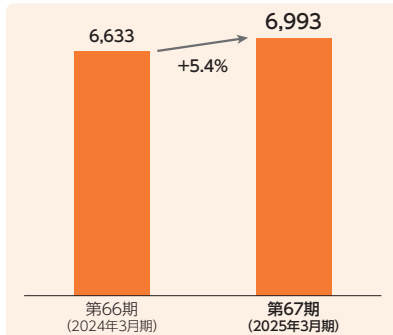
- ・肉まわり調味料群の売上高は33億6百万円（前期比7.3%増）となりました。
- ・スープ群の売上高は33億34百万円（前期比5.8%増）となりました。
- ・その他群の売上高は43億4百万円（前期比47.6%増）となりました。

前第4四半期連結会計期間より連結した丸二株式会社の売上高が、年間を通じ寄与しました。

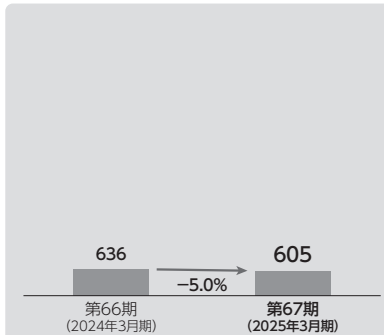
セグメント別売上高

(単位：百万円)

物流事業



その他事業



物流事業

売上高 69 億 93 百万円 (前期比5.4%増 ↗)

物流事業の売上高は69億93百万円（前期比5.4%増）となりました。

- ・ 運送取引につきましては、幹線輸送の需要減少の影響が見られるも、既存顧客との共同配送等の取引拡大が奏功し、前期比で増収となりました。

その他事業

売上高 6 億 5 百万円 (前期比5.0%減 ▼)

その他事業の売上高は6億5百万円（前期比5.0%減）となりました。

② **設備投資の状況**

当社グループは、生産効率の向上に対応するため、当連結会計年度は生産設備を中心に全体で30億75百万円の設備投資を実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ **資金調達の状況**

特記すべき事項はありません。

④ **組織再編等の状況**

特記すべき事項はありません。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、2033年度に向けた長期ビジョンを策定し、「おいしさ、たのしさ、あたらしさと食カテゴリーを創造する企業」を10年後のありたい姿と決めました。挑戦と成長のサイクルによる持続的な新価値の提供を通じて、独自性のある商品・サービスで人々の食生活に貢献し、社会に必要とされる存在となることを目指してまいります。

ありたい姿を実現するためのミッションは以下のとおりです。

- ① 国内/海外における次代の中核を成す多様な人材が育成・登用され、エバラ食品グループが密接に連携したビジネスフォーメーションの実現
- ② 製造体制の変革により、大量生産から多品種少量生産までの対応力UP、液体に加え粉末調味料分野でもビジネス領域を拡大
- ③ 自社の技術力、ニッチ&トップ戦略をベースにした健康分野を始めとする新たなビジネス確立と特定領域におけるリーダーカンパニーの地位獲得
- ④ 東南アジア地域における自社商品の浸透と、その他地域への拡大
- ⑤ ICTの利活用を通じた「データ活用型経営」「業務プロセス改革」の実現

長期ビジョンの実現に向け、10年の期間を3つのステップで区分し、最初の3年間（2024～2026年度）を投資実行及び構造変革のステップとして定め、3ヵ年の中期経営計画「Ebara Reboot 2026」を推進しております。

当社グループは、国内の人口減少や高齢化、お客様の嗜好の多様化が進むなか、現状の国内事業に依存した状況から、持続的な成長を実現できる企業体質への転換が必要と認識しています。前5ヵ年計画「Unique 2023」においてもその課題認識のもと、コア事業の収益強化と戦略事業の基盤確立を実行し、連結数値目標である営業利益28億円、海外売上高20億円、ROE 6%のすべての項目を計画期間中に達成しました。一方で世界的なインフレ進行の影響を受け、商品の価格改定や各種コストの効率化に努めたものの、直近年度においては減益傾向となっております。

中期経営計画「Ebara Reboot 2026」では、「構造変革」と「成長投資」を通じて、再び利益拡大の軌道にのせるため、適正な経営資源投下による売上形成・利益最大化に取り組むことを重要方針として定めています。

その方針のもと、基本戦略を「既存事業/領域を磨き上げ、高収益化を追求」「新市場/新価値創造による新たな成長軌道の確立」「従来の枠組みに捉われない経営基盤改革の深化」としました。

「Ebara Reboot 2026」の2年目となる2025年度においては、以下の課題に取り組めます。

- ① 既存事業/領域を磨き上げ、高収益化を追求
 - ・ ポーション調味料をはじめとした基幹商品のさらなるシェア拡大及び収益力強化
 - ・ 業務用事業の収益性改善
 - ・ 各種コスト上昇への機動的な対応
- ② 新市場/新価値創造による新たな成長軌道の確立
 - ・ 国内外のマーケティング能力の強化
 - ・ 新ブランド、新市場展開を見据えた新技術の活用
 - ・ モノづくりにおけるグループ連携の強化
- ③ 従来の枠組みに捉われない経営基盤改革の深化
 - ・ 人的リソースの機能最大化の組織設計・運用
 - ・ データ活用型経営に向けた基盤整備
 - ・ 経営とサステナビリティの一体化

また、前述の各種施策を強力に推し進めつつ、取り巻く環境の変化に対応した事業戦略の見直しを適宜検討、実行いたします。

(3) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループの事業内容は、食品事業、物流事業及びその他事業のセグメントに分かれております。

食品事業においては、調味料食品の製造及び販売を行っております。物流事業においては、倉庫事業及び貨物運送取扱事業を行っております。その他事業においては、広告宣伝事業、人材派遣事業を行っております。

セグメント	主要な商品又は役務	売上構成比
食品事業	家庭用・業務用のたれ、調味料及びその他の食品	84.1%
物流事業	倉庫・貨物運送取扱	14.6%
その他事業 (広告宣伝、人材派遣)	広告宣伝、人材派遣	1.3%

(参考：家庭用・業務用商品群別)

セグメント	区分	商品群	主要な商品又は役務	売上構成比
食品事業	家庭用商品	肉まわり調味料群	黄金の味、焼肉のたれ、生姜焼のたれ、おろしのたれ 他	25.7%
		鍋物調味料群	すき焼のたれ、プチッと鍋、キムチ鍋の素、なべしゃぶ 他	22.5%
		野菜まわり調味料群	浅漬けの素 他	5.3%
		その他群	プチッとうどん、横濱舶来亭カレーフレーク 他	7.8%
	業務用商品	肉まわり調味料群	黄金の味、焼肉のたれ、やきとりのたれ 他	6.9%
		スープ群	ラーメンスープ、がらスープ、冷凍がら十五分湯 他	6.9%
		その他群	浅漬けの素、丼のたれ、マドラスカレー湿潤、丸二株式会社商品 他	9.0%
物流事業	倉庫・貨物運送取扱			14.6%
その他事業	広告宣伝事業、人材派遣事業		広告宣伝、人材派遣	1.3%

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	期中の主な事業内容
株式会社エバラビジネス・マネジメント	50百万円	100%	国内グループ会社経営管理、新規事業推進、調味料等の輸出版売
株式会社横浜エージェンシー&コミュニケーションズ	15百万円	100%※	広告宣伝、人材派遣
株式会社エバラ物流	45百万円	100%※	倉庫・貨物運送取扱
丸二株式会社	20百万円	100%	調味料等の製造・販売
EBARA SINGAPORE PTE. LTD.	3,635万シンガポールドル	100%	海外グループ会社経営管理、調味料等の販売及び貿易事業
荏原食品（上海）有限公司	150万米ドル	100%※	調味料等の販売及び貿易事業
荏原食品香港有限公司	5百万香港ドル	100%※	調味料等の販売及び貿易事業
台湾荏原食品股份有限公司	10百万台湾ドル	100%※	調味料等の販売及び貿易事業
EBARA FOODS (THAILAND) CO., LTD.	830百万タイバーツ	100%※	調味料等の製造・販売及び貿易事業
EBARA FOODS MALAYSIA SDN. BHD.	170万マレーシアリングgit	100%※	調味料等の販売及び貿易事業

- (注) 1. その他に当社の持分法適用関連会社は1社（株式会社スギショーテクニカルフーズ）となっております。
2. 荏原食品（上海）有限公司は、2024年6月に減資を行いました。
3. 台湾荏原食品股份有限公司は、2024年8月に減資を行いました。
4. 当社の出資比率欄の※印は、子会社を通じた間接保有を含んでおります。

(5) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本社	横浜市西区みなとみらい四丁目4番5号 横浜アイマークプレイス
支店	札幌、仙台、関東（さいたま市）、東京・首都圏業務用営業部・業務用広域統括部（横浜市）、名古屋、大阪、中四国（広島市）、福岡
営業所	静岡、北陸（金沢市）、岡山、沖縄
工場	栃木（さくら市）、群馬（伊勢崎市）、津山（岡山県津山市）
研究所	研究所、イノベーションセンター（神奈川県足柄上郡）、テクニカルセンター（横浜市）

② 子会社の主な営業所

株式会社エバラビジネス・マネジメント	本社：横浜市西区
株式会社横浜エージェンシー＆コミュニケーションズ	本社：横浜市西区
株式会社エバラ物流	本社：横浜市西区 物流拠点：栃木県さくら市、栃木県宇都宮市、千葉県野田市、川崎市、大阪府東大阪市、岡山県津山市
丸二株式会社	本社・工場：広島市中区 工場：広島県山県郡 支店：福岡市東区
EBARA SINGAPORE PTE. LTD.	本社：シンガポール共和国
荏原食品（上海）有限公司	本社：中国上海市松江区
荏原食品香港有限公司	本社：香港荃灣橫龍街
台灣荏原食品股份有限公司	本社：台湾台北市大同區
EBARA FOODS (THAILAND) CO., LTD.	本社・工場：タイ王国チョンブリ県 支店：タイ王国バンコク市
EBARA FOODS MALAYSIA SDN. BHD.	本社：マレーシアセランゴール州

(6) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	使用人数	前連結会計年度末比増減
食品事業	732 (181) 名	27名増 (10名増)
物流事業	91 (20) 名	3名増 (-)
その他事業	17 (2) 名	1名増 (-)
全社 (共通)	30 (5) 名	－ (1名減)
合計	870 (208) 名	31名増 (9名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、契約社員、嘱託社員及びパート社員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
516 (160) 名	9名増 (4名増)	40歳6ヶ月	16年9ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員、嘱託社員及びパート社員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	25,222,400株
② 発行済株式の総数	9,868,626株
③ 株主数	8,041名
④ 単元株式数	100株
⑤ 大株主の状況 (上位10名)	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
K M S T H O L D I N G S 株式会社	3,497,600	35.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	538,100	5.50
株式会社横浜銀行	360,000	3.68
エバラ食品工業株式会社従業員持株会	351,481	3.59
株式会社榎本武平商店	230,000	2.35
東洋製罐グループホールディングス株式会社	130,000	1.33
J P モルガン証券株式会社	122,345	1.25
今井文子	84,080	0.86
日本生命保険相互会社	84,000	0.85
株式会社三菱UFJ銀行	60,000	0.61

(注) 持株比率は自己株式を控除のうえ計算し、小数第3位を切り捨てて表示しております。なお、当社の保有する自己株式は96,208株ですが、上記大株主からは除外しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	18,875	6
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、38ページ「④取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
2. 2024年6月27日開催の第66期定時株主総会決議に基づく、業績連動型株式報酬制度から譲渡制限付株式報酬制度への移行に伴い、旧制度により交付した株式6,750株も含めて記載しております。
3. 社外取締役及び監査役は、株式報酬制度の対象としておりません。

(2) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2024年5月15日開催の取締役会決議により、下記のとおり自己株式を取得いたしました。

イ. 自己株式取得を行った理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

ロ. 取得の内容

a. 取得した株式の種類	普通株式
b. 取得した株式の総数	60,000株
c. 株式の取得価額の総額	176,880,000円
d. 取得日	2024年5月16日
e. 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け

② 自己株式の消却

2024年9月11日開催の取締役会決議により、下記のとおり自己株式を消却いたしました。

イ. 消却した株式の種類	普通株式
ロ. 消却した株式の総数	84株
ハ. 消却日	2024年9月20日

2025年2月14日開催の取締役会決議により、下記のとおり自己株式を消却いたしました。

イ. 消却した株式の種類	普通株式
ロ. 消却した株式の総数	600,000株
ハ. 消却日	2025年3月14日

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 村 剛 士	株式会社エバラビジネス・マネジメント代表取締役会長
専務取締役	吉 田 泰 弘	社長補佐、グループ経営企画部及び品質保証部担当
常務取締役	近 藤 康 弘	営業部門担当 兼 営業統括本部長
取締役	今 田 勝 久	クリエイティブ部門及び製造部門担当
取締役	関 進	新規事業推進部担当 株式会社エバラビジネス・マネジメント代表取締役社長 EBARA SINGAPORE PTE. LTD. Director 荏原食品（上海）有限公司董事長 台灣荏原食品股份有限公司董事長 兼 總經理 EBARA FOODS MALAYSIA SDN. BHD. Director
取締役	栗 野 裕	コーポレート部門担当 兼 コーポレート統括本部長
取締役	赤 堀 博 美	赤堀料理学園校長 日本女子大学家政学部食物学科非常勤講師 十文字学園女子大学人間生活学部食物栄養学科及び 食品開発学科非常勤講師 日本フードコーディネーター協会常任理事
取締役	菅 野 豊	公認会計士 税理士 菅野公認会計士事務所代表 双葉監査法人統括代表社員 公益財団法人アメリカ研究振興会監事
常勤監査役	金 谷 浩 史	丸二株式会社監査役
監査役	小 田 嶋 清 治	税理士 小田嶋清治税理士事務所所長
監査役	青 戸 理 成	弁護士 鳥飼総合法律事務所パートナー 青山学院大学大学院法学研究科（ビジネス法務専攻） 非常勤講師

- (注) 1. 取締役 赤堀博美氏、同 菅野豊氏は、社外取締役であります。監査役 金谷浩史氏、同 小田嶋清治氏、同 青戸理成氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、赤堀博美氏、菅野豊氏、金谷浩史氏、小田嶋清治氏、青戸理成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役 金谷浩史氏は、金融機関における長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役 小田嶋清治氏は、長年の財務省及び国税局における勤務経験並びに税理士としての豊富な経験を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 青戸理成氏は、弁護士としての豊富な経験を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 株式会社エバラビジネス・マネジメント、EBARA SINGAPORE PTE. LTD.、荏原食品（上海）有限公司、台灣荏原食品股份有限公司、EBARA FOODS MALAYSIA SDN. BHD.、丸二株式会社は当社の重要な子会社であります。
6. 取締役 関進氏は、2025年3月31日付で台灣荏原食品股份有限公司の董事長兼總經理、EBARA FOODS MALAYSIA SDN. BHD.のDirectorを退任いたしました。
7. 取締役 菅野豊氏は、2024年5月15日付で公益財団法人アメリカ研究振興会の監事に就任いたしました。
8. 取締役 今田勝久氏、同 関進氏の2025年4月1日現在の「会社における地位」及び「担当及び重要な兼職の状況」は以下のとおりです。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	今 田 勝 久	クリエイティブ部門担当
取締役	関 進	新規事業推進部担当 株式会社エバラビジネス・マネジメント代表取締役社長 EBARA SINGAPORE PTE. LTD. Director 荏原食品（上海）有限公司董事長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 赤堀博美氏、同 菅野豊氏及び社外監査役 金谷浩史氏、同 小田嶋清治氏、同 青戸理成氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約（D&O保険）の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の全ての子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により、個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されます。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益若しくは便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為、又は法令（制定法及び慣習法を含みます。）、規則若しくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求については、填補の対象としておりません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

a. 取締役

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

<決定方針の内容>

取締役の報酬水準については、事業内容、事業規模等の類似する会社の報酬水準を参考に、求められる役割及び責任を勘案したうえで設定しております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、役位に応じて決定される基本報酬、年度の業績目標の達成に対する責任と意識を高めることを目的とした業績連動報酬、並びに中長期的な業績と企業価値の向上及び株主との価値共有を図ることを目的とした株式報酬で構成されております。社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしております。

金銭報酬である基本報酬と業績連動報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で毎月支給されます。また、非金銭報酬である株式報酬については、上記報酬限度額とは別枠で、株主総会で決議された発行又は処分株式数及び金額の範囲内で毎年1回割当てます。

業績連動報酬及び株式報酬は、報酬額全体に占める割合の目安を30%程度としております。業績連動報酬については、役位別の基準値に業績連動支給率を乗じて算出し、翌年度の支給額に反映させます。業績連動支給率は本業の利益を示す連結営業利益の目標値に対する達成率に応じて設定し、0%～200%の範囲で変動させます。株式報酬については、取締役会で定める譲渡制限付株式報酬規程に基づき役位別に割当株式数を決定します。また、割当日から取締役会が定める地位を退任又は退職するまで譲渡制限を付し、退任時に譲渡制限を解除します。

当社は、取締役会の諮問機関として、取締役及び監査役の指名並びに取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、過半数を独立社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しております。各取締役の報酬は、取締役会の決議により、同委員会における取締役の報酬制度及び報酬水準並びに個人別の報酬額の審議、答申内容を踏まえることを前提に、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の額の決定について代表取締役社長に委任しております。

b. 監査役

監査役の報酬水準については、事業内容、事業規模等の類似する会社の報酬水準を参考に、求められる役割及び責任を勘案したうえで設定しております。

監査役の報酬は、基本報酬のみとしております。各監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	203 (14)	137 (14)	39 (-)	26 (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	26 (26)	26 (26)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	229 (40)	163 (40)	39 (-)	26 (-)	11 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、現在当社において使用人兼務取締役はおりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は、連結営業利益の目標値に対する達成率であり、その実績は、134%（業績連動報酬等 4月～6月分）、160%（業績連動報酬等 7月～3月分）であります。当該業績指標を選択した理由は、当社の公表している中期経営計画で設定する主要業績指標の一つで、当社の企業価値向上について責任を持つ取締役の報酬決定の指標として相応しいものとの考えからであります。
業績連動報酬等の算定方法は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」（以下「前記イ」といいます。）のとおりであります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は前記イのとおりであります。また、当事業年度における交付状況は34ページの「⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2001年1月12日開催の臨時株主総会において年額330百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は0名）です。
また、上記報酬限度額とは別枠で、2024年6月27日開催の第66期定時株主総会において、株式報酬の額として年額90百万円以内、株式数の上限を年3万株以内（社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、6名です。
5. 監査役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第57期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長 森村剛士氏に対し各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について審議・答申しております。

⑤ 社外役員に関する事項

取締役

イ. 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	赤堀博美	赤堀料理学園 日本女子大学家政学部食物学科 十文字学園女子大学人間生活学部 食物栄養学科及び食品開発学科 日本フードコーディネーター協会	校長 非常勤講師 非常勤講師 常任理事
取締役	菅野豊	菅野公認会計士事務所 双葉監査法人 公益財団法人アメリカ研究振興会	代表 統括代表社員 監事

- (注) 1. 当社と赤堀料理学園、日本女子大学、十文字学園女子大学及び日本フードコーディネーター協会との間に重要な取引関係はありません。
2. 当社と菅野公認会計士事務所、双葉監査法人及び公益財団法人アメリカ研究振興会との間に重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	赤堀博美	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。社外取締役として、学校経営に基づく豊富な経験及び「食」に関する広範な知見と生活者の視点に基づき、適宜発言を行っております。この他、指名・報酬諮問委員会や独立役員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、社外の立場からの客観的な助言や意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
取締役	菅野豊	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。財務及び会計に関する高い見識に基づき、重要議案の審議プロセスにおいて適宜発言を行うことで、意思決定の質を高めることにも貢献しております。この他、経営会議、指名・報酬諮問委員会や独立役員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、社外の立場からの客観的な助言や意見交換等を行うことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

- ハ. 子会社の役員を兼任している場合の当該子会社からの役員報酬等の総額
該当事項はありません。

監査役

イ. 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
常勤監査役	金 谷 浩 史	丸二株式会社	監査役
監査役	小 田 嶋 清 治	小田嶋清治税理士事務所	所長
監査役	青 戸 理 成	鳥飼総合法律事務所 青山学院大学大学院法学研究科（ビジネス法務専攻）	パートナー 非常勤講師

- (注) 1. 当社と小田嶋清治税理士事務所との間に重要な取引関係はありません。
2. 当社は、鳥飼総合法律事務所の代表弁護士である鳥飼重和弁護士と顧問契約を締結しております。
3. 当社と青山学院大学大学院との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	活動状況
常勤監査役	金 谷 浩 史	当事業年度に開催された取締役会16回、また監査役会16回全てに出席いたしました。必要に応じ、常勤監査役として金融機関における長年の業務経験による高い見識に基づき、客観的かつ公正な視点から発言を行うなど、監査機能を十分に発揮いたしました。
監査役	小 田 嶋 清 治	当事業年度に開催された取締役会16回、また監査役会16回全てに出席いたしました。必要に応じ、財務省及び国税局における勤務経験並びに税理士としての税務に関する高い見識に基づき、客観的かつ公正な視点から発言を行うなど、監査機能を十分に発揮いたしました。
監査役	青 戸 理 成	当事業年度に開催された取締役会16回、また監査役会16回全てに出席いたしました。必要に応じ、弁護士としての豊富な経験及び企業法務に関する高い見識に基づき、客観的かつ公正な視点から発言を行うなど、監査機能を十分に発揮いたしました。

ハ. 子会社の役員を兼任している場合の当該子会社からの役員報酬等の総額 該当事項はありません。

(5) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分に関する基本方針として「挑戦と成長のサイクルの実現に向けた、成長領域への積極投資」「中長期的な資本の最適化に向けた、株主の皆様への柔軟かつ効果的な株主還元の実行」を掲げております。さらなる事業領域の拡大に向け、土台となる研究・開発体制の強化、生産設備の拡充、人的資本の充実等に、柔軟かつ効果的に投資してまいりたいと考えております。

また、株主還元指標として総還元性向を採用し、中期経営計画「Ebara Reboot 2026」(2024～2026年度)の期間におきましては、総還元性向50%以上を目標に、足元の事業環境や業績動向に応じた配当金に加え、自己株式の取得等を適宜検討、実行してまいります。なお、当期の実績につきましては、35ページの「(2) その他株式に関する重要な事項」に記載のとおりです。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う方針であります。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を定める旨を定款で規定しております。

当期の配当につきましては、2025年2月14日に公表いたしましたとおり、期末配当金を期首予想から5円増配の1株当たり25円とし、既に実施した中間配当金20円と合わせ、1株当たり年間45円といたします。また、次期の配当につきましては、1株当たり年間45円（うち中間配当金22円）を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	28,196	流動負債	9,238
現金及び預金	15,816	支払手形及び買掛金	5,434
受取手形及び売掛金	8,056	短期借入金	62
商品及び製品	2,284	1年内返済予定の長期借入金	87
原材料及び貯蔵品	733	未払金	1,874
その他	1,374	未払法人税等	289
貸倒引当金	△68	賞与引当金	460
固定資産	19,176	返金負債	558
有形固定資産	14,406	その他	472
建物及び構築物	5,239	固定負債	3,917
機械装置及び運搬具	4,740	長期借入金	357
工具器具及び備品	327	退職給付に係る負債	3,004
土地	3,803	資産除去債務	310
建設仮勘定	296	その他	245
無形固定資産	486	負債合計	13,155
ソフトウェア	268	純資産の部	
のれん	208	株主資本	32,455
その他	9	資本金	1,387
投資その他の資産	4,282	資本剰余金	1,655
投資有価証券	2,224	利益剰余金	29,648
長期貸付金	306	自己株式	△235
繰延税金資産	1,105	その他の包括利益累計額	1,761
その他	737	その他有価証券評価差額金	750
貸倒引当金	△92	為替換算調整勘定	784
資産合計	47,372	退職給付に係る調整累計額	225
		純資産合計	34,217
		負債及び純資産合計	47,372

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		47,963
売上原価		31,440
売上総利益		16,522
販売費及び一般管理費		14,490
営業利益		2,031
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	49	
売電収入	42	
持分法による投資利益	8	
為替差益	10	
貸倒引当金戻入益	3	
その他	42	195
営業外費用		
支払利息	6	
売電費用	17	
投資事業組合運用損	2	
貸倒引当金繰入額	86	
その他	2	114
経常利益		2,113
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	6	7
特別損失		
固定資産除却損	38	38
税金等調整前当期純利益		2,082
法人税、住民税及び事業税	684	
法人税等調整額	△2	682
当期純利益		1,399
親会社株主に帰属する当期純利益		1,399

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	21,486	流動負債	7,802
現金及び預金	10,634	買掛金	3,993
受取手形	5	未払金	2,438
売掛金	6,940	未払費用	108
商品及び製品	2,099	未払法人税等	240
原材料及び貯蔵品	669	預り金	48
前払費用	314	賞与引当金	302
未収入金	510	返金負債	558
その他	314	その他	111
貸倒引当金	△3		
固定資産	18,870	固定負債	3,465
有形固定資産	10,039	退職給付引当金	3,029
建物	3,043	資産除去債務	263
構築物	172	その他	173
機械装置	3,613		
車両運搬具	18	負債合計	11,268
工具器具備品	209		
土地	2,686	純資産の部	
建設仮勘定	296	株主資本	28,336
無形固定資産	187	資本金	1,387
ソフトウェア	180	資本剰余金	1,655
その他	7	資本準備金	1,655
投資その他の資産	8,642	利益剰余金	25,529
投資有価証券	2,031	利益準備金	21
関係会社株式及び出資金	4,968	その他利益剰余金	25,508
関係会社長期貸付金	305	別途積立金	13,769
長期前払費用	4	繰越利益剰余金	11,738
敷金及び保証金	325	自己株式	△235
繰延税金資産	1,028	評価・換算差額等	751
その他	70	その他有価証券評価差額金	751
貸倒引当金	△92		
資産合計	40,356	純資産合計	29,088
		負債及び純資産合計	40,356

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		37,715
売上原価		22,545
売上総利益		15,170
販売費及び一般管理費		13,160
営業利益		2,009
営業外収益		
受取利息	1	
有価証券利息	4	
受取配当金	47	
売電収入	42	
為替差益	15	
貸倒引当金戻入益	3	
その他	30	145
営業外費用		
支払利息	2	
売電費用	17	
投資事業組合運用損	2	
貸倒引当金繰入額	86	
その他	0	108
経常利益		2,045
特別利益		
投資有価証券売却益	6	6
特別損失		
固定資産除却損	37	37
税引前当期純利益		2,015
法人税、住民税及び事業税	593	
法人税等調整額	25	618
当期純利益		1,396

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

エバラ食品工業株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 岩 田 亘 人
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 熊 谷 康 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エバラ食品工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エバラ食品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

エバラ食品工業株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 田 亘 人
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 熊 谷 康 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エバラ食品工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役との定例会及び各取締役との意見交換会並びに各部門長等との面談を通して、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が一部の国内子会社の監査役を兼務するほか、各子会社の監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、その取締役及び使用人から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

エバラ食品工業株式会社 監査役会

常勤社外監査役 金 谷 浩 史 ㊟

社 外 監 査 役 小田嶋 清 治 ㊟

社 外 監 査 役 青 戸 理 成 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場

ハイアット リージェンシー 横浜 20階 グランドボールルーム

横浜市中区山下町280番地2 電話：(045)222-0100(代表)

交通のご案内

「日本大通り駅」(みなとみらい線) 4番出口…徒歩3分

「元町・中華街駅」(みなとみらい線) 1番出口…徒歩5分

※横浜駅より日本大通り駅まで約7分(急行・各駅停車利用)

※横浜駅よりタクシー乗車で約20分

◆株主総会の開催場所が昨年と異なります。詳細は2ページをご参照ください。



◎ 株主様ではない代理人及び同伴の方、お子様など、議決権を行使することができる株主様以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。

◎ 車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。(受付からご案内いたします。)

◎ 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮願います。

第67期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

● 事業報告

「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項及び
当該体制の運用状況」

● 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

● 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第67期（2024年4月1日～2025年3月31日）

エバラ食品工業株式会社

上記事項につきましては、法令及び定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項及び当該体制の運用状況

当社の「業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針」（内部統制基本方針）の内容は以下のとおりです。

エバラ食品工業(以下「当社」という)は、「エバラ食品グループ経営理念・行動指針」のもと、コーポレート・ガバナンスの充実・強化のため、コンプライアンス活動、リスクマネジメント及び内部監査を徹底し、内部統制システムの目的である「財務報告の信頼性」「業務の有効性と効率性」「事業経営に関わる法令の遵守」「資産の保全」に関する事項につき、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会で審議を行い、内部統制システム全般の定期的な有効性の検証・改善を図る。

以下、内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。

1. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社等（以下「当社グループ」という）は、経営理念を実現するため、取締役及び従業員が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、以下の事項を定める。

- （１）当社は取締役会を設置し、取締役による意思決定の充実、迅速性を図り、業務執行を監督する。また、監査役会設置会社として、監査役会の監査機能を充実させるほか、内部監査を実施する組織として監査室を設置する。
- （２）当社は、当社グループの取締役及び従業員が高い倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「コンプライアンス規程」及び「エバラ食品グループ役員・社員行動規範」を定める。
- （３）当社は、前号の行動規範に関する全社の方針、コンプライアンス体制の実効性を確保するため、コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
- （４）当社グループは、各部門のコンプライアンス活動の責任者として、コンプライアンスオフィサーを任命し、勉強会の実施をはじめ、コンプライアンス活動の推進に努める。
- （５）当社グループの取締役及び従業員並びに当社の事業に従事する者からのコンプライアンス違反等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報に関する「内部通報制度運用要領」を定め、「エバラ食品グループ通報・相談窓口」を設置する。通報により是正、改善の必要があるときには、すみやかに適切な処置をとる。
- （６）監査室は、業務活動が会社の方針、計画、命令、指示、諸規程にしたがって正しく行われているかを監査する。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理体制

当社グループは、重要情報を「企業秘密管理規程」「文書管理規程・細則」「情報セキュリティポリシー」、「プライバシーポリシー」及び「個人情報管理要領」に則り、以下のとおり適正に保存及び管理する。

- (1) 取締役の職務の執行に係る重要情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに適正に保存及び管理をする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る重要情報は、取締役または監査役等からの要請があった場合に備え、迅速に閲覧可能な状態を維持する。
- (3) お客様、取引先様、従業員の個人情報は、適法かつ公正な手段で取得し、目的以外に使用することがないよう、適正な体制のもと管理する。

3. リスク管理に関する体制

当社グループは、「経営危機管理規程」に基づき全社的な事業活動に伴うリスク及びその管理対策からなるリスク管理体制を適切に整備し、適宜その体制を点検することによって管理体制の有効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- (1) 事業リスクに適切に対応するため、当社グループをとりまくリスクを認識評価し、主要リスクごとに管理担当組織を定め、当該リスクの統制方法や事象発生時の対応手順を策定する。
- (2) 当社代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、重大な事業の障害・瑕疵、重大なコンプライアンス違反、重大な信用失墜、災害等のリスク発生時に迅速かつ実効性のある対応を行う。
- (3) 外部への情報発信に伴うリスク管理として「ソーシャルメディアの個人的利用に関するガイドライン」を制定し、情報管理の強化を図る。
- (4) リスク管理体制の継続的な改善活動を行うとともに、教育研修等を当社グループの役職員に対して階層別を実施し、危機発生時行動の定着を図る。
- (5) 内部監査では、リスク管理体制の運用状況をモニタリングし、是正、改善の必要があるときには、随時見直しを提案する。

4. 取締役の職務執行の効率化を図る体制

当社は、意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行と、その実効性を向上させるため、取締役の職務の執行につき、以下の事項を定める。

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「取締役会規程」を設ける。取締役会は重要な経営上の案件の審議と決議を行い、また業務執行の監督及び承認を行う。取締役会は原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、取締役の責務と職務権限は「役員服務管理規程」「組織規程」に定め、効率的にこれを行わせる。

- (2) 経営会議は、取締役の決定に従った業務の推進にあたり、重要事項の審議と決議を行う。なお、経営会議は原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- (3) 当社は、業務執行体制を強化し効率的な業務執行に努めるため、執行役員制度を採用する。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、適正な会計処理を確保し、財務報告に係る内部統制を整備・運用するため以下の事項について定める。

- (1) 「財務報告に係る内部統制の整備及び運用細則」を定める。
- (2) 当社代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会は、内部統制評価の基本計画及び方針を決定する。内部統制の整備及び運用状況の把握や検出された統制の不備についての是正指示を行い、決算期末日時点での内部統制の有効性評価を行う。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、コンプライアンス体制の構築及び適切な経営管理のため、以下の事項を定める。

- (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するため、「エバラ食品グループ経営理念・行動指針」を定める。
- (2) コンプライアンス体制の実効性を確保するため、主管部署を定め、グループ会社に対して研修及び勉強会の実施や「エバラ食品グループ通報・相談窓口」の周知等、必要な諸活動を推進し、管理を行う。
- (3) グループガバナンスは、「エバラ食品グループ管理規程」に基づき、定期的に各社の経営・財務内容等の報告を受け、重要情報について共有する。
- (4) 中期経営計画を具現化するため、事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標を定める。
- (5) 当社グループ全体のガバナンス体制、コンプライアンス活動の推進状況について監査室による内部監査を実施する。

7. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制に関して、以下の事項を定める。

- (1) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- (2) 当社グループの企業倫理への取り組みは、「コンプライアンス規程」「エバラ食品グループ役員・社員行動規範」を定め積極的に実践し、さらに「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し反社会的勢力との関係を遮断することを定める。

8. 監査役がその職務を補助すべきスタッフを置くことに関する事項、当該スタッフの取締役からの独立性に関する事項及び当該スタッフに対する指示の実効性確保に関する事項

本項目に対し以下の事項を定める。

- (1) 監査役職務を補助すべきスタッフの任命・異動・評価・懲戒については、監査役会の同意を得なければならない。
- (2) 監査役は、その職務を補助すべきスタッフとして監査室従業員に対し指揮命令ができる。
- (3) 監査役は、職務の遂行上必要な場合、補助すべきスタッフを取締役から独立させて業務を行うよう指示できるものとする。

9. 監査役への報告に関する体制

当社グループの役職員が監査役に報告をするための体制に関して以下の事項を定める。

- (1) 監査役は職務の執行上必要と判断する会議に出席する。
- (2) 当社グループの役職員は、監査役会が必要と定める事項を監査役に報告する。報告事項には次の事項を含む。
 - ア. 法令で定められた事項
 - イ. 経営、財務の状況に関する事項
 - ウ. 重要な決裁に関する事項
 - エ. リスク、コンプライアンス、内部統制に関する事項
 - オ. コンプライアンス規程に基づく内部通報制度に関する事項
- (3) 「内部通報制度運用要領」に基づき、上記の事項を報告するにあたり、報告者に対し不利益な取扱いを行わないものとする。

10. 監査役監査の実効性を確保するための体制

本項目に対し以下の事項を定める。

- (1) 代表取締役社長は、監査の実効性を高めるため、監査役会と定期的に協議し、監査役監査の充実を図る。
- (2) 監査役は監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で弁護士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを活用することができる。
- (3) 上記監査役の監査が実効的に行われるため、職務の遂行上必要と認める費用について、会社に償還を請求することができる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について)

以上の方針に基づき当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社グループにおける内部統制システム全般の推進・検証活動は、当社代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会が担っており、同委員会においては、当連結会計年度は4回開催し、内部統制システムの運用状況のモニタリング、財務報告に係る内部統制の有効性評価等を実施しました。また内部統制基本方針（2024年1月17日改定）は、内外の情勢の変化に合わせ取締役会にて適時見直しの検討が行われております。

② コンプライアンスに関する取り組み

「エバラ食品グループ経営理念・行動指針」の浸透とコンプライアンス意識の向上のため、年2回のコンプライアンス委員会の開催のほか、コンプライアンスカードの配布やエバラ食品グループ「コンプライアンス役員研修」「コンプライアンス オフィサー研修」、各拠点単位の「コンプライアンス勉強会」を継続的に実施しております。海外子会社に対してはコンプライアンス委員会事務局が「コンプライアンス勉強会」を実施し、エバラ食品グループとしてのコンプライアンス活動の浸透に努めております。

③ リスク管理体制の整備・運用状況

当社グループを包括した「経営危機管理規程」により経営危機発生時にグループ全体の損害を最小限度にとどめるよう迅速に対応できる体制を整備するとともに、コーポレート部門を中心に、平時のリスク管理体制の高度化を図るため、リスクマネジメントのプランニング、リスクの抽出、リスクの評価、リスクコントロールのPDCAを回し、危機発生時の未然防止に取り組んでおります。また全社レベルで安全・安心に対する取り組みをさらに強化するため、本社関連部門及び研究部門と自社3工場を合わせて、国際的な食品安全規格であるFSSC22000の統合認証を取得しております。

④ グループ管理体制

当社の経営会議においてグループ会社の代表者より必要に応じて経営状況の報告を受けるとともに、適宜グループ経営検討会を開催し、グループ経営戦略の方向性やリスク管理等について審議し、その結果を意思決定に反映しております。また、内部統制委員会やコンプライアンス委員会にはグループ会社の代表取締役や担当取締役がそれぞれ出席して、内部統制システムやコンプライアンス活動に関する情報を共有しております。国内外のグループ各社の内部監査は当社監査室により定期的の実施しております。

⑤ 取締役の職務執行

「エバラ食品グループ役員・社員行動規範」「役員服務管理規程」を制定し、取締役が法令や定款に則って行動するよう規定しております。当連結会計年度におきましては、取締役会を16回開催し、重要事項につき審議決定したほか、定期的に取り締役が各担当部門の業務執行につき報告を行いました。社外取締役については、2名選任して、活発に意見を発信できる環境を設けることで取締役会の監督機能を強化しております。

⑥ 監査役の監査体制

当社の監査役は、取締役会、経営会議、内部統制委員会、品質管理委員会、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席するとともに各事業拠点、国内外のグループ会社へ監査を実施しております。また当連結会計年度は、監査役会を16回開催したほか、当社代表取締役社長との意見交換会や会計監査人、監査室との三様監査会議をそれぞれ実施し、情報交換を密にしながら監査の実効性の向上を図っております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日 残高	1,387	1,657	30,110	△1,597	31,557
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△391		△391
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,399		1,399
自己株式の取得				△177	△177
自己株式の処分		△2	△0	70	66
自己株式の消却			△1,468	1,468	－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△2	△461	1,362	897
2025年3月31日 残高	1,387	1,655	29,648	△235	32,455

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2024年4月1日 残高	817	519	△76	1,260	32,818
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△391
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,399
自己株式の取得					△177
自己株式の処分					66
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△66	265	301	500	500
連結会計年度中の変動額合計	△66	265	301	500	1,398
2025年3月31日 残高	750	784	225	1,761	34,217

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|----------------|--|
| ① 連結子会社の数 | 10社 |
| ② 連結子会社の名称 | 株式会社エバラビジネス・マネジメント
株式会社横浜エージェンシー&コミュニケーションズ
株式会社エバラ物流
丸二株式会社
EBARA SINGAPORE PTE. LTD.
荏原食品（上海）有限公司
荏原食品香港有限公司
台灣荏原食品股份有限公司
EBARA FOODS (THAILAND) CO., LTD.
EBARA FOODS MALAYSIA SDN. BHD. |
| ③ 非連結子会社の名称 | ヤマキン株式会社 |
| ④ 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|---|-------------------|
| ① 持分法適用の関連会社数 | 1 社 |
| 会社名 | 株式会社スギショーテクニカルフーズ |
| ② 持分法を適用していない非連結子会社ヤマキン株式会社及び関連会社CARE FOOD INDUSTRIES SDN. BHD.は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の適用対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。 | |

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち下記の会社が親会社と決算日が異なりますが、連結計算書類の作成にあたっては決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

荏原食品（上海）有限公司 （決算日）12月31日

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合への出資

入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額に基づき評価しております。

ロ. 棚卸資産

月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を主に採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び連結子会社の一部は、定率法を採用しております。ただし、当社及び連結子会社の一部は1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、在外子会社については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社の一部は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、発生時から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社の一部は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

イ. 食品事業

当社及び連結子会社の一部は、主に調味料食品の製造及び販売を行っております。

物品販売において、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の着荷時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、取引高リベート及び目標達成リベート並びに販売促進費等を、顧客に支払われる対価として売上高から減額しているため、対価の額に変動性があります。見積り部分については、契約条件や過去の実績等に基づき計算しております。なお、顧客に返金すると見込んでいる対価を「返金負債」として認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、買戻し契約に該当する有償支給取引については、有償支給先に残存する支給品について「棚卸資産」を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。「有償支給取引に係る負債」は流動負債の「その他」に含めております。

ロ. 物流事業

連結子会社の一部は、倉庫業、貨物運送取扱業を行っております。

物流事業において、主に国内の倉庫業及び貨物運送取扱業に関するサービスの提供を行うことを履行義務としており、倉庫業のうち保管に関するサービスについては、原則として時の経過に伴い履行義務が充足されると考えられることから、期間及び保管量に応じて収益を認識しており、その他の倉庫業に関するサービスについては、原則として役務提供が行われた時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。貨物運送取扱業に関するサービスについては、原則として出荷又は引渡時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ハ. その他事業

連結子会社の一部は、広告宣伝事業等を行っております。

広告宣伝事業において、主に広告関連サービスの提供を行うことを履行義務としており、原則としてメディアに広告が配信・出稿された時点や制作物の納品又は役務の提供が行われた時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、広告宣伝事業のうち、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。下記の有形固定資産について、抵当権及び根抵当権を設定しております。

① 担保に供している資産	現金及び預金（定期預金）	144百万円
	建物及び構築物	142百万円
	土地	356百万円
② 担保付債務	支払手形及び買掛金	84百万円
	短期借入金	62百万円
	1年内返済予定の長期借入金	87百万円
	長期借入金	357百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 22,863百万円

(3) 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は次のとおりであります。

受取手形	62百万円
売掛金	7,994百万円

(4) 契約負債については、流動負債の「その他」に計上しております。契約負債の金額は、「7. 収益認識に関する注記 (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ① 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

3. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「7. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	10,468,710	－	600,084	9,868,626
合 計	10,468,710	－	600,084	9,868,626
自己株式				
普通株式 (注) 2, 3	661,920	60,047	625,759	96,208
合 計	661,920	60,047	625,759	96,208

(注) 1. 発行済株式数の減少の内訳は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少600,084株であります。

2. 自己株式の増加の内訳は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加60,000株、単元未満株式の買取りによる増加47株であります。

3. 自己株式の減少の内訳は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少600,084株、「役員向け株式交付信託」による減少13,550株、譲渡制限付株式報酬制度としての自己株式の処分による減少12,125株であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年5月22日 取締役会 (注)	普通株式	196	20	2024年3月31日	2024年6月6日
2024年10月25日 取締役会	普通株式	195	20	2024年9月30日	2024年12月6日

(注) 2024年5月22日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が保有する当社株式に対する配当金272,680円を含めております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年 5月22日 取締役会	普通株式	244	利益剰余金	25	2025年3月31日	2025年6月6日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については安全性の高い金融商品に限定して運用し、また、資金調達については銀行借入により調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、それぞれ市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクと投資先企業の事業リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社の与信管理規程及び売掛金管理細則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制としています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。投資事業有限責任組合への出資については、定期的に決算書を入手し、組合の財政状況や運用状況を把握すること等でリスクを管理しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次データに基づき資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を連結売上高の1ヶ月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合への出資は含まれておりません（（※2）及び（※3）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券 （※2）（※3） 其他有価証券	1,927	1,927	－
資産計	1,927	1,927	－
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	445	433	△11
負債計	445	433	△11

（※1）「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）非上場株式（連結貸借対照表計上額217百万円）については、市場価格のない株式等であるため、「投資有価証券」には含まれておりません。

（※3）投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表計上額80百万円）については、「投資有価証券」には含まれておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル １	レ ベ ル ２	レ ベ ル ３	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,630	－	－	1,630
社債	－	297	－	297
資産計	1,630	297	－	1,927

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル １	レ ベ ル ２	レ ベ ル ３	合 計
長期借入金 （１年内返済予定を含む）	－	433	－	433
負債計	－	433	－	433

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産の状況に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報 告 セ グ メ ン ト			そ の 他 (注) 1	合 計
	食 品 事 業	物 流 事 業	計		
財又はサービスの種類別					
物品の販売	40,364	－	40,364	－	40,364
サービスの提供	－	6,993	6,993	605	7,598
顧客との契約から生じる収益	40,364	6,993	47,358	605	47,963
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客に対する売上高	40,364	6,993	47,358	605	47,963

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告宣伝事業、人材派遣事業を集約しております。

2. 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益については、重要性が乏しいため、区分せず顧客との契約から生じる収益に含めております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項

⑤ 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	10,637	8,056
契約負債	45	35

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、受取手形及び売掛金に含まれており、契約負債は、流動負債の「その他」に含まれています。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は45百万円であります。

リース取引に係る金額については、重要性が乏しいため、顧客との契約から生じた債権と契約負債に含めております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 3,501.41円

1株当たり当期純利益 143.27円

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当連結会計年度において、「役員向け株式交付信託」の期中平均株式数は4,446株であります。なお、「役員向け株式交付信託」は2024年8月をもって終了いたしました。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金	
2024年4月1日 残高	1,387	1,655	2	1,657	21	13,769	12,203	25,994
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△391	△391
当期純利益							1,396	1,396
自己株式の取得								
自己株式の処分			△2	△2			△0	△0
自己株式の消却							△1,468	△1,468
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	△2	△2	－	－	△464	△464
2025年3月31日 残高	1,387	1,655	－	1,655	21	13,769	11,738	25,529

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年 4 月 1 日 残高	△1,597	27,442	813	813	28,255
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△391			△391
当期純利益		1,396			1,396
自己株式の取得	△177	△177			△177
自己株式の処分	70	66			66
自己株式の消却	1,468	－			－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△61	△61	△61
事業年度中の変動額合計	1,362	894	△61	△61	832
2025年 3 月31日 残高	△235	28,336	751	751	29,088

※ 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

- | | |
|-------------------|--|
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ・ 投資事業有限責任組合への出資 | 入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額に基づき評価しております。 |

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料

月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- | | |
|---------------|---------|
| ・ 建物及び構築物 | 2 ～ 50年 |
| ・ 機械装置及び車両運搬具 | 2 ～ 17年 |
| ・ 工具器具備品 | 2 ～ 20年 |

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で収益を認識する。

当社は、主に調味料食品の製造及び販売を行っております。

物品販売において、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の着荷時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、取引高リバート及び目標達成リバート並びに販売促進費等を、顧客に支払われる対価として売上高から減額しているため、対価の額に変動性があります。見積り部分については、契約条件や過去の実績等に基づき計算しております。なお、顧客に返金すると見込んでいる対価を「返金負債」として認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、買戻し契約に該当する有償支給取引については、有償支給先に残存する支給品について「棚卸資産」を認識するとともに、有償支給先に残存する支給品の期末棚卸高相当額について「有償支給取引に係る負債」を認識しております。「有償支給取引に係る負債」は流動負債の「その他」に含めております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を退職給付引当金に計上しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 19,282百万円
- (2) 関係会社に対するものが次のとおり含まれております。
- | | |
|----------------|--------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 380百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 305百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 948百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社に対するものが次のとおり含まれております。

売上高	729百万円
売上原価	2,976百万円
販売費及び一般管理費	5,815百万円
営業取引以外の取引高	16百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期首株式数（株）	当 事 業 年 度 増加株式数（株）	当 事 業 年 度 減少株式数（株）	当 事 業 年 度 末 株 式 数 （ 株 ）
普 通 株 式	661,920	60,047	625,759	96,208
合 計	661,920	60,047	625,759	96,208

- (注) 1. 自己株式の増加の内訳は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加60,000株、単元未満株式の買取りによる増加47株であります。
2. 自己株式の減少の内訳は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少600,084株、「役員向け株式交付信託」による減少13,550株、譲渡制限付株式報酬制度としての自己株式の処分による減少12,125株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	21百万円
賞与引当金	92百万円
返金負債	170百万円
貯蔵品	32百万円
退職給付引当金	951百万円
土地評価損	384百万円
ゴルフ会員権評価損	23百万円
投資有価証券評価損	15百万円
関係会社株式評価損	186百万円
貸倒引当金	27百万円
資産除去債務	45百万円
その他	57百万円
小計	2,009百万円
評価性引当額	△643百万円
繰延税金資産合計	1,366百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△322百万円
その他	△15百万円
繰延税金負債合計	△338百万円
繰延税金資産の純額	1,028百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,976.59円
-----------	-----------

1株当たり当期純利益	142.95円
------------	---------

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当事業年度において、「役員向け株式交付信託」の期中平均株式数は4,446株であります。なお、「役員向け株式交付信託」は2024年8月をもって終了いたしました。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。